様式第1号(第5条関係)

(表面)

係留施設使用許可申請書

　職　氏名　様

|  |  |
| --- | --- |
| 【外航・内航】 | 船長氏名申請者名申請者住所担当者名・連絡先 |

|  |
| --- |
| 申請者コード |
| 船舶基本情報 | 船名 | IMO(国際海事機構)番号(又は船舶番号・漁船登録番号) |
| 船種 | 【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】／【汽船・機船・機帆船・その他】 |
| 国籍 | 船籍港 |
| 総トン数 | 国際総トン数 | 重量トン数 | 全長 |
| 連絡方法 | 呼出符号(信号符字) | 船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法 |
| 船主等情報 | 船主名(所有者名)・住所・電話番号又はFAX番号 | (コード) |
| (名前) |
| (住所) |
| (電話番号又はFAX番号) |
| 運航者名・住所・電話番号又はFAX番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること) |
| (名前) | (コード) |
| (住所) |
| (電話番号又はFAX番号) |
| 代理人(店)名・住所・電話番号又はFAX番号 | (コード) |
| (名前) |
| (住所) |
| (電話番号又はFAX番号) |
| 入港情報 | 入港予定港名 | 入港予定日時　　　　月　　日　　時　　分 |
| 停泊目的 | 希望びょう泊場所 | びょう泊予定期間　　　月　日　時　分から　　　　　　　　　　　月　日　時　分まで |
| 係留施設(希望船席)名称・場所 | (コード) |
| 着岸(予定)日時　　　　月　　日　　時　　分 | 離岸(予定)日時　　　　　月　　日　　時　　分 |
| 移動前停泊場所 | 移動後停泊場所 |
| 移動理由 | 移動予定日時　　月　　日　　時　　分 | 移動後停泊予定期間　　月　日　時　分から　　　　　　　　　　　月　日　時　分まで |
| 運航区分【入港・移動】 | 着岸舷側【左舷・右舷】 | (被)接舷船名 | 最大喫水(入港から出港まで)○.○(m)　 |
| 航海情報 | 航路名 | 【優先指定・定期・不定期】 |
| 仕出港 | 前港 | 次港 | 仕向港 |
| 特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻(入域位置)【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】(予定日時)　　月　日　時　分 |

|  |  |
| --- | --- |
| 船名 | IMO(国際海事機構)番号(又は船舶番号・漁船登録番号) |
| 貨物情報 | 本邦内での陸揚貨物の種類(積荷地)・数量 | 入港予定港における船積貨物の種類・数量 |
| 入港予定港 | (種類) | (数量) | (種類) | (数量) |
| その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載) |  |  |
| 危険物情報 |  | 品名(積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏) | こん包の数・正味重量 | 船舶内の積付け位置 |
| 入港時 |  |  |  |
| 出港時 |  |  |  |
| 危険物荷役情報 | 危険物荷役業者名・電話番号 |
| 危険物荷役期間　　　　月　　日　　時　　分から　　　　月　　日　　時　　分まで |
| 保障契約情報 | 保障契約締結の有無【有・無】 | 保障契約証明書等の番号(保障契約証明書等を有している場合) |
| 一般船舶等保障契約証明書 |  |
| 難破物保障契約証明書 |  |
| ＣＬＣ条約証書 |  |
| バンカー条約証書 |  |
| ナイロビ条約証書 |  |
| 保障契約証明書等を有していない場合の記入事項 | ①保険者等の氏名又は名称 |  |
| ②保障契約の証書の番号 |  |
| ③保障契約の有効期間 |  |
| ④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか | 【なっている・なっていない】 |
| ⑤保障限度額 |  |
| 過去1年間の本邦内の港への入港実績の有無　　　　【有・無】 |
| 備考 | 　 |
| 使用日時 | 　　年　月　日　時　分から　　年　月　日　時　分まで | 使用料 |  |

注1　「申請者名」の欄については、署名又は記名押印すること。

注2　「連絡方法」の欄については、内航船舶にあっては呼出符号(信号符字)のみ記載すること。

注3　「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については、一般船舶にあっては特定海域への入域の有無も含む。

注4　「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。

注5　「その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。

注6　入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」ついては、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。

注7　「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入のこと。

注8　「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約(千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。以下同じ。)の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の付属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。

注9　「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合に応じ、いずれか一方に記入すること。なお、総トン数100トン以上1,000トン以下の一般船舶（燃料油濁損害）、総トン数100トン以上300トン未満の一般船舶（船体撤去の費用）に限り、①から⑤までの項目を記載することで、保障契約証明書等の番号の記載に代えることができる。

(裏面)

|  |
| --- |
| □　港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。□　港湾施設の能力に照らして適当でないものでないこと。□　港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれがあるものでないこと。□　爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するものでないこと。□　港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必要とする場合において、港湾施設を使用する日までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置をとることができないと認めるものでないこと。□　公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。□　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。□　上に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものでないこと。□　利用に当たっては、鳥取県港湾管理条例第2条の3の規定を遵守すること。上記のとおり相違ないことを誓約します。 |

注

　1　該当する□にレ印を記入すること。

　2　鳥取県港湾管理条例第3条第2項第7号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。